

経済要録

国内

◆インターバンク市場における末初・スポネ・オッド物取引の開始について

短資各社は、12月1日以降、インターバンク市場において、末初取引（年末・期末等の特定日スタートのオーバーナイト物をかなり以前から取引するもの）、スポネ取引（取引日の翌々営業日スタートのオーバーナイト物）、オッド物取引（スタート日・期日を定型以外で自由に設定する取引）を順次開始した。

◆日本銀行、民間金融機関と共同出資の新銀行設立を発表

日本銀行は、12月9日、東京都所在の東京協和信用組合および安全信用組合の経営問題の処理に関し、東京都、全国信用協同組合連合会、東京都信用組合協会、および日本長期信用銀行等民間金融機関と以下の合意に達したことを発表した。合意内容は以下のとおり。

1. 日本銀行は、民間金融機関とともに、所要の手続きを経て普通銀行を設立する。同銀行は、両信用組合問題の処理のため、東京協和、安全両信用組合の事業の全部譲り受けを行う。
2. 当該事業譲り受けに際しては、東京都および民間金融機関等が必要な支援を行う。
3. 同銀行は、銀行として必要な信用力の保持を図りつつ、東京協和、安全両信用組合のす

べての預金を承継するとともに、不良債権の処理を行う。

4. 同銀行は預金保険機構からの資金援助を求める。

なお、新銀行（名称：東京共同銀行）は、日本銀行、住友銀行、全国信用協同組合連合会を発起人として、平成7年1月13日に設立された（払込資本金214億95百万円）。

◆大蔵省、投資信託改革案を発表

大蔵省は、12月12日、投資信託の改革案を発表し、12月27日、関係省令等を改正した（施行は平成7年1月1日）。投資信託改革の要点は以下のとおり。

1. 資産運用・収益分配等についての規制緩和
 - (1) 運用規制について次の規制緩和措置を実施
 - ①ヘッジ目的に利用が限定されていた先物・オプション取引の利用を、適正なりスク管理の下に、ヘッジ目的以外の有価証券投資に関連する多様な利用を容認。
 - ②私募債への運用をファンドの流動性を確保したうえで容認。
 - ③名義書換手続中の株式等の信用売りに限り認められていた信用取引を、ファンドが保有する株式等の範囲内で容認。
 - ④外国有価証券への運用を、特定の海外市場で取引される外国有価証券に限定して

いた規制を撤廃。

⑤他社の投資信託証券への運用を、ファンドの純資産の5%を上限に新たに容認。

⑥実物資産の証券化関連商品への運用やFRA（金利先渡取引）、FXA（為替先渡取引）の利用を新たに容認。

(2) 収益分配についての規制や株価変動準備金規制を撤廃。

(3) 委託会社単位での同一銘柄保有割合の上限に係る規制を、株式を除き撤廃。

(4) 金融商品への資産運用区分を廃止。

2. 運用成績の公開

毎月1回、証券投資信託協会が、今般の改革の趣旨を体した「新しい株式投資信託」の運用成績等を投資家に分かりやすく公表。

3. ディスクロージャーの充実

受益証券説明書、運用報告書の記載内容を改善。

4. 公正取引ルールの整備

委託会社の適正な資産運用を確保するため、関係証券会社、販売証券会社等の売買手数料増加のための短期売買等を禁止行為として、省令上明文化。

5. 外国投資信託の国内販売

外国投資信託（いわゆるカンントリーファンドを含む）の国内投資者への販売に係る行政当局の指導について、一部見直しを行うとともに通達として公表。

6. 委託会社の免許運用基準の見直し

(1) 委託会社の免許運用基準について内容の見直しおよび従来の指導を明確化。

(2) 同一会社での投資信託委託業務および投資一任業務の併営による弊害防止のため、両業務ファンド間の利益の付け替えを省令上の禁止行為として規定。

7. その他

(1) 同一内容の商品については、包括承認制もしくは届け出制導入を検討。

(2) 会社型投資信託、私募投資信託の導入について引き続き検討を行うほか、受益証券を取引所に上場し、取引所取引を行う新しいタイプの株式投資信託（「日経300株価指数連動型投資信託」）の導入について検討を進める。

◆日本銀行券の発行限度額の引き上げについて

大蔵大臣は、日本銀行法第三十条第一項に基づき、12月13日の閣議を経て、12月16日以降における日本銀行券の発行限度額を43兆9,000億円とすることを決定した。発行限度額の引き上げは2年連続。

◆金融制度調査会エレクトロバンキング専門委員会法制懇談会報告書について

金融制度調査会のエレクトロバンキング専門委員会法制懇談会は、12月14日、電子資金取引に関する法制整備について、同懇談会におけるこれまでの議論を取りまとめ、報告書として同

委員会に提出した。

同報告書は、電子資金取引、特に振込みを巡る法的問題につき分析、法制整備に関する考え方として早期立法化論と立法化時期尚早論を併記。「結び」として、銀行界における振込規定等約款の整備をとりあえずの前進として評価し、当面はその他の約款整備を早急に推進すべきとするとともに、約款では充分に対応できない部分については、諸外国における法制整備の状況

や電子資金取引を巡る技術革新の状況等を踏まえつつ、将来的な方向として法律によって適切に処理できる姿が望ましいとしている。

◆平成7年度政府経済見通しについて

政府は、12月19日、「平成7年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」を閣議了解した。経済見通しに係る主要指標は以下のとおり。

主要経済指標

	平成5年度 (実績)	6年度 (実績見込み)	7年度 (見通し)	対前年度比増減率			
				平成6年度		7年度	
	兆円 (名目)	兆円程度 (名目)	兆円程度 (名目)	%程度 (名目)	%程度 (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)
1. 国内総生産	466.8	475.5	492.8	1.9	1.7	3.6	2.8
国内総生産	273.0	282.3	294.2	3.4	2.7	4.2	3.3
民間最終消費支出	24.2	26.7	27.2	10.2	9.5	1.9	0.2
民間企業設備	71.9	66.2	68.9	△7.9	△5.8	4.0	3.7
国民総生産	470.8	479.7	497.5	1.9	1.7	3.7	2.8
	万人	万人程度	万人程度		%程度		%程度
2. 雇用人口	6,629	6,660	6,700	0.5		0.6	
労働力人口	6,454	6,465	6,510	0.2		0.7	
就業者総数							
3. 鉱工業	%	%程度	%程度				
鉱工業生産指数	△4.0	2.8	4.0	—		—	
対前年度比増減率							
4. 物価	%	%程度	%程度				
総合卸売物価指数	△3.2	△1.5	0.5	—		—	
対前年度騰落率							
消費者物価指数	1.2	0.6	0.9	—		—	
対前年度騰落率							
5. 国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度		%程度		%程度
經常収支	14.1	12.7	11.9	—		—	
貿易収支	15.4	14.3	13.6	—		—	
輸出入	38.4	39.0	40.5	1.6		4.0	
輸出入	23.0	24.7	26.9	7.5		8.8	

(備考) 上記の諸計数は、現在考えられる内外環境を前提とし、本文において表明されている経済運営の下で想定された平成7年度の経済の姿を示すものであり、わが国経済は民間活動がその主体をなすものであること、また、特に国際環境の変化には予見し難い要素が多いことにかんがみ、これらの数字はある程度の幅をもって考えられるべきである。

◆全国銀行協会連合会、景品類の提供に関する自粛措置を緩和

全国銀行協会連合会加盟行で組織する全国銀行公正取引協議会は、12月20日の理事会で、「銀行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」に関する「解説」を削除し、直ちに実施することを決定した。この結果、銀行は、単独で懸賞によって顧客に景品類を提供することができるようになったほか、景品類の種類についても、「不当景品類及び不当表示防止法」第二条に基づく公正取引委員会告示第三号に掲げられた景品類をすべて提供することが可能となった（具体的には、懸賞金付定期預金の取り扱いや、商品券・現金等<1,500円の範囲内>の提供が可能となった）。

◆東京証券取引所、外国部の規制緩和を発表

東京証券取引所は、12月20日、外国部の上場基準に関する一部改正の細目を発表した。改正概要は以下のとおり。

1. 有価証券上場規程関係

(1) 申請の不受理

- a. 上場前に大規模な合併を行って1事業年度を経過していない場合であっても、適当と認める財務書類が提出されるときは、上場申請を受け付ける。
- b. 外国の証券取引所等に上場されていなくても上場申請を受け付ける。

(2) 本邦内株主数

- a. 外国の証券取引所等における株式の流通状況が円滑である場合、または円滑であることが見込まれる場合は、上場の時までに1,000人以上。

- b. 東京証券取引所に単独上場する場合、または外国の証券取引所等における株式の流通状況が円滑でない場合、もしくは円滑であることが見込まれない場合は、上場の時までに2,000人以上。

(3) 株式の分布状況

特定の株主に著しく多数の株式が所有されていないこと。

(4) 利益配当

- a. 最近1年間利益配当を行っており、かつ、上場後利益配当を行える見込みのあること。
- b. 民営化外国会社にあつては、上場後利益配当を行える見込みのあること。ただし、上場申請日の直前事業年度の末日において外国の証券取引所等に上場されている場合には、当該事業年度において利益配当を行っていること。

(5) 事業継続年数

民営化外国会社にあつては、上場申請日の直前事業年度の末日から起算して5か年以前から事業を継続的に行っていること。

(6) 株主資本（純資産）の額

民営化外国会社の株主資本の額（純資産）について、上場申請日の直前事業年度の末日において100億円以上。

(7) 利益の額

民営化外国会社の利益の額について、最近3年間（適当と認める場合には、3年以内で東京証券取引所が定める期間）、20億円以上。

(8) 財務書類の虚偽記載

民営化会社の財務書類について、最近3年間(適当と認める場合には、3年以内で東京証券取引所が定める期間)虚偽記載を行っていないこと。

(9) 上場費用

- a. 上場審査料について、現行の「200万円」を「100万円」とする。
- b. 新規上場手数料のうち定額部分について、現行の「500万円」を「250万円」とする。
- c. 新規上場手数料のうち定率部分について、本邦内に住所または居所を有する法人および個人が所有する株式数(以下「本邦内株式数」という)の上場株式数に対する割合に応じて講じられる軽減措置について次のとおりとする(下線部分が今回の改正部分)。

本邦内株式数が、上場株式数の

- (a) 10%超の場合：定率により算出される金額の5分の1
- (b) 5%超10%以下の場合：同10分の1
- (c) 2%超5%以下の場合：同20分の1
- (d) 2%以下の場合：同50分の1

また、上限の金額について、現行の「2,700万円」を「1,350万円」とする。

(10) その他

外国会社に係る審査事項、実質株主への送付資料、株券上場廃止基準等について所要の改正を行う。

2. 業務規程関係

(1) 売買単位の設定基準等

最低投資金額が、原則として50万円未満となるよう、売買単位の設定・変更の際の

基準を改正する。

(2) 500株単位の追加

外国株券の売買単位について、現行の1,000株、100株、50株、10株および1株に加え、新たに500株を設ける。

(3) その他

その他関連諸規則について、外国株券の売買単位の見直しに伴う所要の規定整備を図る。

3. 債券に関する有価証券上場規程の特例関係

(1) 外国社債券に係る上場審査基準等

- a. 外国社債券に係る上場審査基準のうち株主資本(純資産)の額について、現行の「1,500億円以上」を「100億円以上」とする。
- b. 外国社債券の発行者の株券が外国の証券取引所等に上場されていなくても上場申請を受け付ける。
- c. 外国社債券に係る上場廃止基準のうち株主資本(純資産)の額について、現行の「1,000億円未満」を「3年連続100億円未満」とする。
- d. 外国社債券および外国国債証券等に係る上場審査料について、現行の「200万円」を「100万円」とする。
- e. 外国社債券について複数銘柄上場を認める。

(2) その他

上場債券に関して当該債券の発行者が期限の利益を喪失した場合について、上場廃止基準の一項目として規定するなど、所要の規定整備を図る。

◆平成6年度一般会計補正予算および財政投融资計画追加の政府案について

政府は、12月20日、平成6年度補正予算および

財政投融资計画追加の政府案を閣議決定した。概要は以下のとおり。

平成6年度一般会計補正予算案

(単位 億円)

		増減(△)額
歳入	1. 税 収	△22,470
	[うち税制改革に伴う平成7年 1~3月の所得税の減収分]	△ 2,940
	2. 税 外 収 入	3,165
	3. 公 債 金	12,570
	(1) 建 設 公 債	10,571
(2) 減 税 特 例 公 債	1,999	
	合 計	△ 6,735
歳出	1. 地 方 交 付 税 交 付 金	△ 7,190
	2. 追 加 財 政 需 要	13,316
	(1) 災 害 復 旧 等 事 業 費	3,416
	(2) ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策費	6,274
	① 公 共 事 業 等 の 追 加	5,570
	② そ の 他	704
	(3) 義 務 的 経 費 の 追 加	739
	(4) 住 宅・都 市 整 備 公 団 補 給 金 等	1,500
	(5) 漁 船 再 保 険 及 漁 業 共 済 保 険 特 別 会 計 へ 繰 入 等	93
	(6) そ の 他 の 経 費	1,294
3. 既 定 経 費 の 節 減	△10,861	
4. 予 備 費 の 減 額	△ 2,000	
	合 計	△ 6,735

平成6年度財政投融资計画追加案

(単位 億円)

		追加額
原資内訳	産 業 投 資 特 別 会 計	60
	資 金 運 用 部 資 金	3,544
	合 計	3,604
運用先別内訳	国 営 土 地 改 良 事 業 特 別 会 計	138
	国 有 林 野 事 業 特 別 会 計	256
	運 用 農 用 地 整 備 公 団	17
	森 林 開 発 公 団	9
	日 本 国 有 鉄 道 清 算 事 業 団	3,121
	水 資 源 開 発 公 団	3
商 工 組 合 中 央 金 庫	60	
	合 計	3,604

◆東京外国為替市場の取引時間延長について

東京外国為替市場慣行委員会は、12月21日、東京外国為替市場独特の慣行として定着していた「市場時間制度を規定していた申し合わせ（具体的には市場時間を9時から12時＜前場＞、13時半から15時半＜後場＞と規定したもの）を廃止することを決定した。これにより同市場の取引時間は24時間体制となった。

◆平成7年度一般会計予算および財政投融资計画の政府案について

政府は、12月25日、平成7年度一般会計予算および財政投融资計画の政府案を閣議決定した（大蔵原案の内示は12月20日）。その概要は以下のとおり。

平成7年度一般会計予算案

(単位 億円、%)

		7年度	6年度 当初予算比 増減(△)率
歳入	租税および印紙収入	537,310	0.1
	その他の収入	46,581	△19.3
	うち国債整理基金特別会計受入	1,725	0.0
	その他の収入	44,856	△19.9
	公債	125,980	△ 7.7
合 計		709,871	△ 2.9
歳出	一般歳出	421,417	3.1
	うち社会保障関係費	139,244	3.3
	恩給関係費	17,266	△ 2.0
	文教・科学振興費	60,765	2.0
	防衛関係費	47,236	0.9
	公共事業関係費	81,123	4.6
	経済協力費	10,351	3.6
	中小企業対策費	1,857	△ 1.0
	エネルギー対策費	6,819	0.9
	糧食管理費	2,723	△ 0.7
	その他の事項経費	50,534	6.9
	予備費	3,500	0.0
	国債費	132,213	△ 7.9
	地方交付税交付金	132,154	3.6
産業投資特別会計へ繰入等	24,087	△32.4	
合 計		709,871	△ 2.9

(注) 産業投資特別会計繰入等には、NTT無利子融資事業のうち、一般財源をもって行われた額(11,275億円)およびNTT償還時補助・貸付金(11,087億円)を含む。

平成7年度財政投融资計画案

(単位 億円、%)

		7年度	6年度 当初計画比 増減(△)率
原 資 内 訳	産業投資特別会計	656	17.8
	資金運用部資金	366,925	0.9
	うち郵便貯金	100,000	0.0
	厚生年金・国民年金	73,800	2.9
	回収金等	193,125	0.6
	簡保資金	81,820	△ 5.8
	政府保証債・政府保証借入金	32,500	18.2
	うち政府保証債	32,500	18.2
	合計	481,901	0.7
	運 用 先 別 内 訳	住宅関連機関	120,034
うち住宅金融公庫		106,289	18.6
住宅・都市整備公団		13,745	△ 3.4
中小企業関連機関		63,016	5.1
うち国民金融公庫		32,500	8.3
中小企業金融公庫		25,711	3.4
環境衛生金融公庫		3,857	7.1
その他公庫・銀行		40,805	△ 6.9
うち日本開発銀行		19,060	△ 8.0
日本輸出入銀行		12,900	△ 6.5
内 訳	その他公団・事業団等	92,806	△13.2
	うち日本道路公団	19,103	△14.3
	首都高速道路公団	4,145	△20.6
	日本鉄道建設公団	1,965	5.7
	社会福祉・医療事業団	3,372	33.9
	日本国有鉄道清算事業団	9,102	△27.5
	地方	85,740	7.9
	うち地方公共団体	72,500	11.5
	公営企業金融公庫	13,240	△ 8.7
	資金運用事業分	79,500	△ 5.9
うち郵便貯金特別会計	50,000	0.0	
年金福祉事業団	19,500	0.0	
簡保福祉事業団	10,000	△33.3	
合計	481,901	0.7	

◆行政改革大綱について

政府は、12月25日、「当面の行政改革の推進方策について」(行政改革大綱)を閣議決定した。大綱の柱は、①規制緩和の推進、②特殊法人等

の改革・合理化、③地方分権の推進、④補助金等の整理・合理化、⑤行政情報公開の推進、行政手続の適正化、⑥行政組織の合理化等、⑦総合調整機能の充実等、の7項目。

◆現行金利一覧 (7年1月17日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期	() 内 前回水準
公定歩合			
・商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合	1.75	5. 9. 21	(2.5)
・その他のものを担保とする貸付利子歩合	2.0	5. 9. 21	(2.75)
短期プライムレート	3.0	5. 12. 9	(3.375)
長期プライムレート	4.9	6. 9. 14	(4.7)
政府系金融機関の貸付基準金利			
・日本開発銀行	4.9	6. 9. 14	(4.7)
・中小企業金融公庫、国民金融公庫	4.9	6. 9. 14	(4.7)
・住宅金融公庫	4.35	6. 12. 6	(4.15)
資金運用部預託金利 (期間3年~5年)	4.65	6. 11. 16	(4.40)
(期間5年~7年)	4.70	6. 11. 16	(4.45)
(期間7年以上)	4.75	6. 11. 16	(4.5)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート (実施時期は同採用レートが最多となった時点)。

◆公社債発行条件 (7年1月17日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国債 (10年)		<1月債>	<12月債>
	応募者利回り (%)	<u>4.567</u>	4.550
	表面利率 (%)	4.6	4.6
	発行価格 (円)	<u>100.22</u>	100.34
割引国債 (5年)		<1月債>	<11月債>
	応募者利回り (%)	4.176	4.176
	同税引後 (%)	3.345	3.345
	発行価格 (円)	81.50	81.50
政府短期証券 (60日)		(9月24日発行分~)	(2月15日発行分~)
	応募者利回り (%)	1.629	2.384
	割引率 (%)	1.625	2.375
	発行価格 (円)	99.7329	99.6096
政府保証債 (10年)		<1月債>	<12月債>
	応募者利回り (%)	4.673	4.673
	表面利率 (%)	4.6	4.6
	発行価格 (円)	99.50	99.50
公募地方債 (10年)		<1月債>	<12月債>
	応募者利回り (%)	4.688	4.688
	表面利率 (%)	4.6	4.6
	発行価格 (円)	99.40	99.40
利付金融債 (3年物)		<1月債>	<12月債>
	応募者利回り (%)	3.600	3.600
	表面利率 (%)	3.6	3.6
	発行価格 (円)	100.00	100.00
利付金融債 (5年物)		<1月債>	<12月債>
	応募者利回り (%)	4.000	4.000
	表面利率 (%)	4.0	4.0
	発行価格 (円)	100.00	100.00
割引金融債		<1月後半債>	<1月前半債>
	応募者利回り (%)	2.207	2.207
	同税引後 (%)	1.812	1.812
	割引率 (%)	2.15	2.15
	発行価格 (円)	<u>97.85</u>	97.84

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。
2. 利付金融債については募集債の計数。

海外

◆欧州委員会、秋季経済見通しを 発表

欧州委員会は、94年11月23日、秋季経済見通し（毎年春・秋策定）を発表したが、その概要は以下のとおり。

1. 経済成長率

EU全体の実質GDP成長率は、94年、95年とも前回<94年5月>見通しから大幅に上方修正されたほか、96年にかけて成長率は引き続き緩やかに高まる見通し。同時に、回復の牽引役は、輸出から内需に徐々にシフトするとのシナリオが想定されている。

実質GDP成長率

（単位 前年比 %、（ ）内は前回<94年5月>の見通し）

	1993年	94年	95年	96年
EU(12か国)	△0.4	2.6(1.6)	2.9(2.5)	3.2
うちドイツ	△1.2	2.5(1.3)	3.0(2.4)	3.4
旧西独	△1.9	2.0(0.8)	2.5(1.9)	3.0
フランス	△1.0	2.2(1.6)	3.2(2.8)	3.2
英国	2.0	3.8(2.5)	2.7(2.3)	2.8
イタリア	△0.7	2.4(1.5)	3.0(2.8)	3.2
米 国	3.0	3.9(3.7)	2.7(3.0)	2.3
日 本	0.1	0.7(0.8)	2.2(2.5)	2.7

需要コンポーネント別にみると、以下のとおり。

- ①輸出は、域外向けのみならず、域内向けも急速に拡大しており、95年以降も世界景気の回復を背景に引き続き増加する見通し。
- ②設備投資は、94年初からの長期金利の上昇にもかかわらず、設備稼働率の急速な上昇、過去2年間にわたる金融緩和を受けた投資

収益率の上昇、企業リストラの進展等から大きく回復するほか、建設投資、在庫投資も増加する見込み。

- ③個人消費は、雇用環境の改善に伴う実質可処分所得の緩やかな増加から回復の方向。ただし、他のコンポーネントに比べれば、回復のタイミングが遅れかつ回復のスピードも緩やかなものとなる見込み。

2. 雇用動向

失業率をみると、リセッションの影響や企業のリストラから過去3年間上昇を続けたものの、景気回復を受けて94年春には11%近傍でピークを打ち、以後低下に向かう見込み。ただし、今次回復局面における雇用の増加は、失業率を大きく押し下げるには不十分であり、低下ペースは緩やかなものとどまる見通し。

失 業 率

（単位 %）

	1993年	94年	95年	96年
EU(12か国)	10.6	10.9	10.4	9.8
うちドイツ	7.0	7.3	7.0	6.4
旧西独	5.6	6.3	6.2	5.7
フランス	10.8	11.3	11.0	10.6
英国	10.4	9.4	8.5	7.6
イタリア	11.1	11.8	11.1	10.4
米 国	6.8	6.2	5.9	6.0
日 本	2.5	3.0	2.9	2.6

（注）欧州委員会と各国の統計上の失業率の定義は必ずしも一致しない。例えば欧州委員会では、「失業者／労働力人口（軍人を除く）×100」と定義しているのに対し、ドイツ政府公表計数では、「失業者／（雇用者＋失業者＜軍人を除く＞）×100」と定義。

3. 物価動向

インフレ率（個人消費デフレーター）は、引き続き鎮静化傾向を辿っており、95年にはEU全体で3%未満まで低下し、EU史上最も良好なパフォーマンスとなる見通し。96年のインフレ率も前年比で小幅の上昇にとどまる見通しながら、景気が回復し、財政再建と労働市場の弾力化に向けた一段の政策努力を欠いたままの状態が稼働率が上昇を続けられ、インフレ圧力がやや高まる可能性も指摘している。

個人消費デフレーター

(単位 前年比 %)

	1993年	94年	95年	96年
EU (12 国)	3.9	3.1	2.9	3.1
うちドイツ	3.9	2.8	2.2	2.4
旧西独	3.3	2.7	2.0	2.2
フランス	2.1	1.7	1.9	2.1
英国	3.5	2.5	2.9	3.3
イタリア	5.1	4.0	3.5	3.5
米 国	2.2	2.3	3.2	3.6
日 本	1.1	0.6	0.6	1.2

個人消費デフレーターベースでは、96年時点でマーストリヒト条約に規定されたEMU第3段階移行のための物価面でのコンバージェンス・クライテリア（CPI上昇率が最も低い3か国の平均値から+1.5%ポイント以内に収まっていること）を満たす国は、ギリシャ（+9.0%）、スペイン（+4.4%）、ポルトガル（+4.4%）を除く9か国となる見通し。

(注) CPIは各国の定義が統一されておらず、厳密な比較が困難なことから、欧州委員会は従来より個人消費デフレーターを用いてインフレ動向を分析している。

4. 財政動向

財政赤字（対GDP比）は、①景気回復に伴う税収増、②比較的低い金利水準を背景とする利払い負担の減少、③財政再建への取り組みといった要因から、緩やかに低下するものの、政府債務残高の削減までには至らない見通し。

なお、本見通しを前提にすれば、96年時点でEMU第3段階移行のための財政面でのコンバージェンス・クライテリア（①財政赤字の対GDP比率が3%を超えないこと、および②政府債務残高の対GDP比率が60%を超えないこと）を満たすのは、ドイツ、ルクセンブルグの2か国のみで、現状（94年見込み）と変わらない。

財政収支

(単位 対GDP比 %)

	1993年	94年	95年	96年
EU (12 国)	△6.0	△5.6	△4.7	△3.9
うちドイツ	△3.3	△2.9	△2.4	△2.0
フランス	△5.8	△5.6	△4.9	△3.9
英国	△7.8	△6.3	△4.6	△3.4
イタリア	△9.5	△9.6	△8.6	△7.9
米 国	△3.3	△2.3	△1.9	△1.7
日 本	0.6	△1.0	△1.7	△2.4

政府債務残高

(単位 対GDP比 %)

	1993年	94年	95年	96年
EU (12 国)	66.1	68.9	72.9	73.4
うちドイツ	48.1	51.0	59.4	58.9
フランス	45.8	50.4	53.4	55.6
英国	48.6	50.4	52.4	53.1
イタリア	118.6	123.7	126.8	128.6

◆オーストリア、EUの為替相場メカニズム (ERM) に参加

EU加盟国蔵相・中央銀行総裁は、1月7日、オーストリア・シリングが9日よりERMに参加することで合意した。参加条件は以下のとおり。

- (1) オーストリア・シリングの対ECU中心レートは1ECU=13.7167シリング。
- (2) 各通貨との変動許容幅(2国通貨間相場の中心レートからの変動許容幅)は、他通貨と同様に±15%。

ERM参加に伴う手続きとして、オーストリア国民銀行は、他の中央銀行と同様に保有外貨準備(金・ドル)の20%を欧州通貨機構(EMI)に預託し、公的ECUを創出した。なお、欧州連合条約(マーストリヒト条約)によりECU構成通貨のバスケットは既に固定されており、オーストリア・シリングはECUの構成通貨とはならない。

オーストリアと同時にEUに加盟したフィンランド、スウェーデン両国の中央銀行は、当分、

ERM加盟通貨相互間の中心レートと上・下限レート(1995年1月9日実施)

		ドイツ マルク (DM)	ベルギー ルクセンブルグ フラン (B./L. fr.)	オランダ ギルダー (Fl.)	オーストリア シリング (OS.)	デンマーク クローネ (D. kr.)	フランス フラン (Fr. fr.)	アイルランド ポンド (Irish pound)	スペイン ペセタ (Sp. pes.)	ポルトガル エスクード (Esc.)
DM	上限		2,395.20	115.2350	816.927	442.968	389.480	48.1696	9,191.20	11,481.10
100マルクにつき	中心		2,062.55	112.6730	703.550	381.443	335.386	41.4757	7,911.72	9,891.77
	下限		1,776.20	110.1675	605.877	328.461	288.810	35.7143	6,812.00	8,517.90
B./L.fr.	上限	5.63000		6.34340	39.6089	21.4747	18.8800	2.33503	445.418	556.890
100ベルギー ルクセンブルグ フランにつき	中心	4.84837		5.46286	34.1107	18.4938	16.2608	2.01090	383.589	479.590
	下限	4.17500		4.70454	29.3757	15.9266	14.0050	1.73176	330.342	413.020
Fl.	上限	90.7700	2,125.60		725.065	393.105	345.650	42.7439	8,153.70	10,194.30
100ギルダーにつき	中心	88.7526	1,830.54		624.417	338.537	297.661	36.8105	7,021.83	8,779.18
	下限	86.7800	1,576.45		537.740	291.544	256.350	31.7007	6,047.10	7,560.50
OS.	上限	16.5050	340.420	18.5963		62.9561	55.3545	6.84544	1,305.80	1,632.60
100シリングにつき	中心	14.2136	293.163	16.0149		54.2170	47.6706	5.89521	1,124.54	1,405.98
	下限	12.2410	252.470	13.7918		46.6910	41.0533	5.07688	968.400	1,210.80
D.kr.	上限	30.4450	627.880	34.3002	214.174		102.100	12.62610	2,408.50	3,011.20
100クローネにつき	中心	26.2162	540.723	29.5389	184.444		87.9257	10.87340	2,074.15	2,593.24
	下限	22.5750	465.665	25.4385	158.841		75.7200	9.36403	1,786.20	2,233.30
Fr. fr.	上限	34.6250	714.030	39.0091	243.586	132.066		14.3599	2,739.30	3,424.80
100フランス フランにつき	中心	29.8164	614.977	33.5953	209.773	113.732		12.3666	2,358.98	2,949.37
	下限	25.6750	529.660	28.9381	180.654	97.943		10.6500	2,031.50	2,540.00
Irish pound	上限	2.80000	57.7445	3.15450	19.6971	10.67920	9.38950		221.503	276.938
1アイルランド ポンドにつき	中心	2.41105	49.7289	2.71662	16.9629	9.19676	8.08631		190.755	238.495
	下限	2.07600	42.8260	2.33952	14.6082	7.92014	6.96400		164.276	205.389
Sp. pes.	上限	1.46800	30.2715	1.65368	10.3259	5.59850	4.92250	0.608731		145.180
100ペセタにつき	中心	1.26395	26.0696	1.42413	8.89251	4.82126	4.23911	0.524232		125.027
	下限	1.08800	22.4510	1.22644	7.65811	4.15190	3.65050	0.451462		107.670
Esc.	上限	1.17400	24.2120	1.32266	8.25900	4.47770	3.93700	0.486881	92.8760	
100エスクード につき	中心	1.01094	20.8512	1.13906	7.11248	3.85618	3.39056	0.419295	79.9828	
	下限	0.87100	17.9570	0.98094	6.12520	3.32090	2.91990	0.361092	68.8800	

ERMには参加せず本国通貨のフロート制を継続する旨を発表している。

◆ロシア中央銀行、公定歩合を引き上げ

ロシア中央銀行は、1月5日、公定歩合を180%から200%に引き上げることを決定した(6日より実施)。

◆フィリピン、議会在95年度予算案を承認

フィリピン議会は、94年12月20日、歳出総額3,822億ペソ(約150億ドル、前年度予算比+6%)の95年度(1~12月)予算案を承認した。内訳については、対外債務返済額を削減し、生産性向上のためのインフラ整備費を増額(同+14%)している点の特徴。

財政収支については、徴税過程での不正蔓延

もあって赤字が続いていたが、景気回復に伴う税収の増加により、94年1~9月は黒字に転じており、95年度についても130億ペソ(約5億ドル、対GDP比0.9%)の黒字が見込まれている。

◆インドネシア、95年度予算案を発表

インドネシア政府は、1月5日、総額78兆242億ルピア(約356億ドル、前年度当初予算比+11.9%)の95年度(95年4月~96年3月)予算案を発表した。景気過熱に配慮するとともに、政府部門の縮小を企図する慎重な予算案となっている。

(歳入)

石油・ガス収入については、原油価格を1バレル=16.5ドルと慎重に設定して小幅な伸びを見込んでいる(前年度比+3.3%)
一方、非石油・ガス収入については、高成

インドネシアの95年度予算案

(単位 億ルピア、%)

	95年度	前年度比	構成比
歳入	780,242	11.9	100.0
国内歳入	662,652	10.9	84.9
石油・ガス収入	132,756	3.3	17.0
非石油・ガス収入	529,896	13.0	67.9
所得税	192,386	2.1	24.6
付加価値税	166,652	25.8	21.3
海外からの援助・借入等	117,590	17.4	15.1
歳出	780,242	11.9	100.0
経常歳出	472,407	11.5	60.5
人件費	153,473	18.0	19.7
対外債務支出	182,149	1.4	23.3
開発歳出	307,835	12.4	39.5

長持続による税収の増加による高い伸び（同+13.0%）を見込んでいる。

（歳出）

経常歳出については、対外債務支出の伸びが鈍化する（94年度+7.5%→95年度+1.4%）とみているものの、公務員給与の引き上げに伴う人件費増大から、前年度比+11.5%の伸びを見込んでいる。この間、インフラ整備等開発歳出については、同+12.4%の伸びを確保している。

◆中国人民銀行、公定歩合と固定資産投資向け貸出金利を引き上げ

中国人民銀行は、固定資産投資の増勢に歯止めをかけ、インフレを抑制することを目的として、1月1日、公定歩合を平均0.24%、金融機関による固定資産投資向けの貸出金利を0.72%引き上げた。中国人民銀行による金利の引き上げは、93年に経済成長の鈍化を目的に預貸金利の引き上げを2回（5月および7月）実施して以来。なお、同行がマネーサプライ・コントロー

ルのために公定歩合を引き上げるのは今回が初めてであり、人民銀行副行長は「現在推進中の金融改革の重要な一歩である」としている。

◆中国、中央経済工作会議を開催

中国共産党中央委員会（中共中央）と国務院は、94年11月28日から12月1日の4日間、北京において中央経済工作会議を開催し、94年中の経済改革の状況と経済情勢について総括するとともに、95年の政策目標と具体的な課題について討議した。

同会議では、95年の基本方針として、マクロ・コントロールを強化してインフレを抑制し、経済の持続的・安定的成長を図ることが強調されるとともに、経済改革面では、農業と国有企業の改革が最重要課題に挙げられた。

中共中央と国務院は、95年の具体的な課題として以下の7点を掲げた。

- ①適度な経済成長率の維持。
- ②「物価安定のための10項目」(注)（94年9月）の実施を継続。
- ③農産物の供給増、農民収入の安定的増加、郷鎮企業の発展。

中国の公定歩合および固定資産投資向け貸出金利の推移

(単位 %)

	期間	旧金利 (1993年7月11日実施)	新金利 (95年1月1日実施)
公定歩合	20日	10.08	10.26
	3か月	10.26	10.44
	6か月	10.44	10.71
	1年	10.62	10.89
固定資産 投資向け貸出	1~3年	12.24	12.96
	3~5年	13.86	14.58
	5年超	14.04	14.76

- ④工業、交通産業における構造調整と効率性の向上。
- ⑤国家予算における収入増加と支出削減。
- ⑥対中国直接投資の促進のための投資環境整備。
- ⑦第9次5か年計画（1996～2000年）の早期策定。

（注）9月6日に国務院が物価安定のために、各部門や地方政府あてに発出した10項目にわたる通達。農産物の供給増、流通体制の改革、投資・消費の抑制、物価の管理・監督の強化等を主な内容とする。

一方、国有企業改革については、いくつかの国有企業を選定し、その範囲内において近代的な企業制度の確立に向け諸政策を実施していく方針が改めて確認された。具体的には以下のとおり。

- ①行政と企業の分離。
- ②経営不振企業の破産、合併等を通じた産業構造の調整。
- ③養老・失業保険および住宅制度の改革等社会保障制度の拡充。
- ④負債（「三角債」等）問題の解決。
- ⑤余剰人員の分散。
- ⑥企業が負担する社会保障の軽減。

◆オーストラリア準備銀行、政策金利を引き上げ

オーストラリア準備銀行は、94年12月14日、オフィシャル・キャッシュレートを1.0%引き上げ、7.5%とした。今次景気回復局面においては、8月17日（4.75%→5.50%）、10月24日（5.50%→6.50%）以来、3度目の政策金利引き上げ。